平成２９年（フ）第４３５号
大阪府和泉市伯太町１丁目10番23号
債務者　貝淵　圭太
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４３７号
大阪府和泉市鶴山台２丁目２番30―207号
債務者　江頭　靖弘
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４３８号
大阪府泉南市男里３丁目10番18号
債務者　大山　光雄
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４４０号
大阪府泉南郡熊取町成合東201番地
債務者　川上かおり
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４４１号
大阪府岸和田市箕土路町１丁目13番21―402号
債務者　原　ひとみ
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４４２号
大阪府岸和田市三田町925番地の１　クレアジオーネ岸和田403号、前住所大阪府岸和田市今木町123番地
債務者　井ノ阪和幸
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４４５号
大阪府阪南市舞３丁目８番２号、前住所大阪府阪南市貝掛1131番地
債務者　武輪　正和
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４４６号
大阪府岸和田市春木旭町38番４―104号
債務者　左農　一美
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４５０号
大阪府泉大津市条南町６番31号村田第２マンション201号
債務者　寺田　優紀
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４５１号
大阪府岸和田市天神山町１丁目３番11―505号
債務者　奥澤　輝久
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４６０号
大阪府岸和田市南上町１丁目31番28号メゾンウエスト502号、前住所大阪府岸和田市南町12番24号
債務者　武田　直子（旧姓三輪）
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２７９号
埼玉県大里郡寄居町大字富田3480番地47
債務者　大塚　尚子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第５４号
島根県出雲市渡橋町781番地
債務者　安田　英子（旧姓須山）
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第２１０号
高知市みづき２丁目1914番地
債務者　坂本　貴子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２２８号
高知市福井町748番地　養護老人ホーム福寿園、住民票上の住所高知市春野町甲殿865番地
債務者　平野　英行
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２４７号
高知市朝倉甲540番地12　アネックス・アスカＡ棟101号
債務者　西岡　憲一
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２４８号
高知市朝倉甲540番地12　アネックス・アスカＡ棟101号
債務者　西岡　まや
1　決定年月日時　平成29年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
高知地方裁判所破産係